

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(定義)

第一条 省略

2 省略

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「棚卸資産」、「事業年度」、「確定申告書」、「中間申告書」又は「減価償却資産」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第六号まで又は第十号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、棚卸資産、事業年度、確定申告書、中間申告書又は減価償却資産をいう。

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十二条の二 省略

2・3 省略

4 法第十条第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その事業（法第十条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下この項において同じ。）が不動産所得の基因となる資産である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 税額控除に関する規定（同条第三項及び第四項の規定並びに税額計算特例規定（所得税法第九十三条、第九十五条、第六百六十五条の五の三及び第六百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第

改正前

(定義)

第一条 同上

2 同上

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「棚卸資産」、「事業年度」、「確定申告書」、「中間申告書」、「減価償却資産」、「適格合併」、「合併法人」、「分割承継法人」、「被合併法人」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「分割法人」又は「現物出資法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第六号まで、第十号、第十三号、第十五号から第十八号まで又は第二十号から第二十五号までに規定する人格のない社団等、法人課税信託、棚卸資産、事業年度、確定申告書、中間申告書、減価償却資産、適格合併、合併法人、分割承継法人、被合併法人、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、被現物出資法人、被現物分配法人、分割法人又は現物出資法人をいう。

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十二条の二 同上

2・3 同上

4 同上

一 その事業（法第十条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下この項において同じ。）が不動産所得の基因となる資産である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 税額控除に関する規定（同条第三項及び第四項の規定並びに税額計算特例規定（所得税法第九十三条、第九十五条、第六百六十五条の五の三及び第六百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第

十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第四項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第四十一条第一項、第四十一条の三の三第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）を適用して、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）を適用して計算したその年分の総所得金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二・三 省 略

5 5 7 省 略

8 法第十条第三項又は第四項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特別規定（租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第四項まで、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項までの規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条第三項及び第四項の規定を」とする。

（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十二条の三 省 略

十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項及び第二項、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項から第七項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）を適用して、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）を適用して計算したその年分の総所得金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二・三 同 上

5 5 7 同 上

8 法第十条第三項又は第四項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特別規定（租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項及び第二項、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項までの規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条第三項及び第四項の規定を」とする。

（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十二条の三 同 上

2・3 省略

4 法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例規定（租税特別措置法第十条の五第一項及び第二項並びに第十条の五の四第一項から第四項までの規定を除く。次条第九項及び第十二条の三の三第六項において同じ。）の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定を」とする。

5 省略

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十三条の二の二 法第十一条の三に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省略

（被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十三条の六 法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第六項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、

「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、同法第四十一条第二十五項

2・3 同上

4 法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例規定（租税特別措置法第十条の五第一項及び第二項並びに第十条の五の四第一項及び第二項の規定を除く。次条第九項及び第十二条の三の三第六項において同じ。）の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定を」とする。

5 同上

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十三条の二の二 同上

一 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定

二・三 同上

（被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十三条の六 法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第六項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、

「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、同法第四十一条第二十三項

中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定の」とする。

2・3 省略

中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の規定の」とする。

2・3 同上

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十四条 法第十二条第一項に規定する棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるものは、雑所得の基因となる土地及び土地の上に存する権利とする。

2 法第十二条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

3 法第十二条第一項に規定する政令で定める譲渡は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。以下この項において同じ。）としての譲渡とし、同条第一項（同項の表を除く。）に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

4 譲渡（法第十二条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による収入金額が買換資産（同項に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）の取得価額（同項に規定する取得価額をいう。以下この条において同じ。）を超えるときにおける同項に規定する政令で定める部分は、当該譲渡をした譲渡資産（同項の表の各号の上欄に掲げる資産で同項に規定する事業の用に供しているものをいう。以下この条において

て同じ。)のうち、当該譲渡による収入金額(当該譲渡の日の属する年次に二以上の譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額)から当該買換資産の取得価額(当該譲渡の日の属する年次に二以上の買換資産の同項に規定する取得が行われた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額)に相当する金額を控除した金額が当該収入金額のうちを占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

5 | 法第十二条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める取得は、平成二十三年三月十一日(以下この項において「基準日」という。)以後の次に掲げる取得(建設を含む。以下この項において同じ。)とする。

一 | 所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けて同項に規定する譲渡資産(その者が基準日前に取得をしたものに限る。)を同項の交換により譲渡した場合の当該交換による同項に規定する取得資産の取得

二 | 所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡による当該資産(当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る包括遺贈者又は当該譲渡をした者が基準日前に取得をしたものに限る。)の取得

三 | 租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三の規定の適用を受けて譲渡した同法第三十三条の六第一項に規定する譲渡資産(その者が基準日前に取得をしたものに限る。)

四 | 租税特別措置法第三十七条の六第一項の規定の適用を受けて同項に規定する土地等(その者が基準日前に取得をしたものに限る。)を同項各号に規定する交換分合により譲渡した場合の当該交換分合による同項に規定する土地等の取得

6 | 法第十二条第一項の表の第一号の下欄のイに規定する政令で定める区域は、東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第四百九号)第二条各号に掲げる区域とする。

7 | 法第十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した面積は、当該年中において譲渡をした同条第一項の表の各号の上欄に掲げる土地又は土地の上に存する権利に係る面積に五を乗じて計算した面積とする。

8 | 法第十二条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置で事業の用に供するもの(

以下この項において「工場等」という。)の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超える」と認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する譲渡の日の属する年の前年以前二年の期間とする。

9| 租税特別措置法施行令第二十五条第十六項から第十八項までの規定は、法第十二条第三項の届出、同項において準用する同条第一項の規定を適用する場合及び同条第四項の税務署長の承認について準用する。この場合において、同令第二十五条第十六項中「同条第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)第十二条第一項」と、「法第三十七条第三項の規定」とあるのは「震災特例法第十二条第三項の規定」と、同条第十七項中「法第三十七条の三」とあるのは「震災特例法第十二条第七項」と、「同項」とあるのは「所得税法第四十九条第一項」と、同条第十八項第二号及び第三号中「法第三十七条第四項」とあるのは「震災特例法第十二条第四項」と読み替えるものとする。

10| 租税特別措置法施行令第二十五条第二十項の規定は、法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第二十五条第二十項中「同条第九項において準用する」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十二条第六項において準用する法第三十七条第九項の規定により読み替えられた」と、「法第三十七条第七項」とあるのは「震災特例法第十二条第六項において準用する法第三十七条第七項」と、同項第一号中「法第三十七条第一項」とあるのは「震災特例法第十二条第一項」と、「準用する場合」とあるのは「準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」と、同項第二号中「法第三十七条第四項」とあるのは「震災特例法第十二条第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

11| 法第十二条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の譲渡をした資産が同条第一項の表及び租税特別措置法第三十七条第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当す

る場合における法第十二条第一項又は租税特別措置法第三十七条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により譲渡がなかったものとされる部分の金額の計算については、当該譲渡をした資産の全部又は一部は、当該個人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、法第十二条第一項又は租税特別措置法第三十七条第一項の規定を適用する。

12| 買換資産が法第十二条第一項の表及び租税特別措置法第三十七条第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に該当する場合における法第十二条第一項又は租税特別措置法第三十七条第一項の規定により譲渡がなかったものとされる部分の金額の計算については、当該買換資産の全部又は一部は、当該個人の選択により、法第十二条第一項の表の各号又は租税特別措置法第三十七条第一項の表の各号のうちその該当する二以上の号のいずれかの号の下欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、法第十二条第一項又は租税特別措置法第三十七条第一項の規定を適用する。

13| 法第十二条第七項の買換資産について同項に規定する償却費の額を計算する場合又は譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該買換資産が同項の規定に該当するものである旨及び当該買換資産に係る償却費又は譲渡所得の金額についてはその金額が同項の規定により計算されている旨を記載するものとする。

14| 法第十二条第一項の表の各号のいずれかの号の買換資産が二以上ある場合には、各買換資産につき同条第七項の規定によりその取得価額とされる金額は、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に当該各買換資産の価額がこれらの買換資産の価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

15| 法第十二条第七項の規定により同項各号に定める金額に加算する同項に規定する費用の金額は、譲渡資産の譲渡に関する費用の金額のうち同条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定による譲渡所得の金額の計算上控除されなかった部分の金額とする。

16| 法第十二条第七項第一号に規定する超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額は、譲渡資産の同号に規定する取得価額等（当該譲渡の日の属する年中に二以上の譲渡資産の譲

渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の同号に規定する取得価額等の合計額)に同号に規定する買換資産の取得価額が同号に規定する収入金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

17) 法第十二条第九項に規定する政令で定める交換は、所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受ける交換とする。

18) 法第十二条第九項第一号に規定する政令で定める部分は、同項に規定する交換譲渡資産のうち、同項に規定する交換差金の額が当該交換差金の額と同項に規定する交換により取得した資産の価額との合計額のうちに占める割合を、当該交換譲渡資産の価額に乘じて計算した金額に相当する部分とする。

19) 法第十二条第一項(同条第三項又は第四項において準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。)又は第九項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五、第三十七条の六及び第三十七条の八の規定の適用については、同法第三十四条第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下第三十七条の八までにおいて「震災特例法」という。)第十二条の規定」と、同法第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条第二項第一号中「又は第三十三条」とあるのは「、第三十三条」と、「第三十七条の八の規定」とあるのは「第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条の三第一項及び第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の八の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の五、七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十六条の五中「その他」とあるのは「、震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他」と、同法第三十七条の五第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定若しくは震災特例法第十二条の規定」と、同法第五項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」と、同法第三十七条の六第一項第一号中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法」と

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

- 第十四条** 法第十二条第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第三項の譲渡に係る土地等の買取りをする同条第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る同条第三項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、財務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合とする。
- 2** 法第十二条第一項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。
- 3** 法第十二条第二項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十二条第二項の表の第一号、第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる個人 これらの号の中欄に掲げる期間の末日の翌日から起算して二年以内の日でこれらの号の下欄に掲げる代替資産又は買換資産の取得をすることができるものとして同項の税務署長が認定した日

二 法第十二条第二項の表の第三号又は第六号の上欄に掲げる個人 平成二十五年十二月三十一日

あるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前条の規定」とあるのは「若しくは前条の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法第十一条」とあるのは「農住組合法第十一条」と、同法第三十七条の八第一項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」とする。

20 法第十二条第七項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第十八条の五の規定の適用については、同条第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第七項の規定」とする。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

- 第十四条の二** 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第三項の譲渡に係る土地等の買取りをする同条第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る同条第三項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日である場合(同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、当該事業を行う個人又は法人が、財務省令で定めるところにより、当該事業につき東日本大震災による被害により同月三十一日までに租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項に規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合とする。
- 2** 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める日は、平成二十五年十二月三十一日とする。
- 3** 法第十二条の二第二項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十二条の二第二項の表の第一号、第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる個人 これらの号の中欄に掲げる期間の末日の翌日から起算して二年以内の日でこれらの号の下欄に掲げる代替資産又は買換資産の取得をすることができるものとして同項の税務署長が認定した日

二 法第十二条の二第二項の表の第三号又は第六号の上欄に掲げる個人 平成二十五年十二月三十一日

4 法第十二条第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十六条の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同項中「から当該譲渡の日の属する年の翌々年十二月三十一日までの間」とあるのは、「の属する年の翌年十二月三十一日まで」とする。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

第十四条の二 法第十二条の二に規定する政令で定める要件は、同条の債務処理に関する計画が第十七条第一項各号に掲げる要件の全てに該当することとする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

第十五条 法第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人が、これらの規定の適用を受けようとする場合における同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額に係る租税特別措置法第四十一条第三十六項及び第三十七項の規定の適用については、同条第三十六項中「当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十七項中「並びに同項」とあるのは「同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

2 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「事項に」とあるのは「事項及びその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、同項第一号ホ及び第二号ニ中「により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項の規定により法第四十一条」と、同条第九項中「同条第三

4 法第十二条の二第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十六条の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用については、同項中「から当該譲渡の日の属する年の翌々年十二月三十一日までの間」とあるのは、「の属する年の翌年十二月三十一日まで」とする。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

第十四条の三 法第十二条の三に規定する政令で定める要件は、同条の債務処理に関する計画が第十七条第一項各号に掲げる要件の全てに該当することとする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

第十五条 法第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人が、これらの規定の適用を受けようとする場合における同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額に係る租税特別措置法第四十一条第三十四項及び第三十五項の規定の適用については、同条第三十四項中「当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったことを証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十五項中「並びに同項」とあるのは「同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

2 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「事項に」とあるのは「事項及びその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、同項第一号ホ及び第二号ニ中「により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項の規定により法第四十一条」と、同条第九項中「同条第三

十六項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項の財務省令で定める書類の添付」とする。

3 省 略

4 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の規定の適用については、同項中「三年内」とあるのは「三年内」と、「事項に」とあるのは「事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、「第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項」と、「及び第二十六条の四第二十三項」とあるのは「及び同令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の四第二十三項」とする。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例)

第十五条の二 法第十三条の二第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者（以下この条において「住宅被災者」という。）が法第十三条の二第四項に規定する居住年（以下この項において「居住年」という。）から九年目に該当する年において同条第四項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）に係る同条第四項に規定する再建住宅借入金等（以下この項において「再建住宅借入金等」という。）の金額につき、同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

二 省 略

- 三 住宅被災者が居住年以後十年間の各年において住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき、租税特別措置法第四十一条の規定の

十四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項の財務省令で定める書類の添付」とする。

3 同 上

4 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の規定の適用については、同項中「三年内」とあるのは「三年内」と、「事項に」とあるのは「事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、「第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」と、「及び第二十六条の四第二十三項」とあるのは「及び同令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の四第二十三項」とする。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例)

第十五条の二 法第十三条の二第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者（以下この条において「住宅被災者」という。）が法第十三条の二第三項に規定する居住年（以下この項において「居住年」という。）から九年目に該当する年において同条第三項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）に係る同条第三項に規定する再建住宅借入金等（以下この項において「再建住宅借入金等」という。）の金額につき、同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

二 同 上

- 三 住宅被災者が居住年以後十年間の各年において住宅の新築取得等に係る再建住宅借入金等の金額につき、租税特別措置法第四十一条の規定の

適用を受けていなかった場合であつて、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年のいずれかの年において当該住宅の新築取得等に係る法第十三条の二第四項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額につき、その者の選択により、同項の規定の適用を受けようとする場合

2 前項第三号の場合において、住宅被災者が、二以上の法第十三条の二第四項に規定する住宅の特別特定再取得等（以下この項及び次項において「住宅の特別特定再取得等」という。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等（同条第四項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等）を同一の年中に租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同号に規定する選択は、これらの住宅の特別特定再取得等に係る法第十三条の二第四項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額の全てについてしななければならないものとする。

3 法第十三条の二第五項に規定する政令で定める金額は、住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額（住宅被災者が当該住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一・二 省 略

4 法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条並びに同法第四十一条の二及び第四十一条の二の三の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 住宅被災者が法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における同条第三十六項及び第三十七項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、同法第四十一条第三十六項中、「当該」とあるのは「当該」

適用を受けていなかった場合であつて、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年のいずれかの年において当該住宅の新築取得等に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額につき、その者の選択により、同項の規定の適用を受けようとする場合

2 前項第三号の場合において、住宅被災者が、二以上の法第十三条の二第三項に規定する住宅の特別特定再取得等（以下この項及び次項において「住宅の特別特定再取得等」という。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等（同条第三項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等）を同一の年中に租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同号に規定する選択は、これらの住宅の特別特定再取得等に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額の全てについてしななければならないものとする。

3 法第十三条の二第四項に規定する政令で定める金額は、住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額（住宅被災者が当該住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一・二 同 上

4 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条並びに同法第四十一条の二及び第四十一条の二の三の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 住宅被災者が法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における同条第三十四項及び第三十五項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、同法第四十一条第三十四項中、「当該」とあるのは「当該」

と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第四十一条の二において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことその他の財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十七項中「並びに同項」とあるのは、「同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

二 法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあり、「当該居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第四項の規定により第四十一条」と、同条第四項及び第七項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第四項の規定により第四十一条」と、同条第八項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第四項の規定により第四十一条」とする。

と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第四十一条の二において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことその他の財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十五項中「並びに同項」とあるのは、「同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

二 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあり、「当該居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」と、同条第四項及び第七項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」とする。

三 省 略

5 法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、同項第一号ホ中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第二項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同条中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「より同条の」とあるのは「より法第四十一条の」と、「同条第十七項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第五項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」と、同項第二号ニ中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「その旨、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものいづれに該当するかの別及びその適用に係る同条第十項に規定する認定住宅等が同項各号に掲げる家屋（同条第二十一項の規定によりみなして適用される家屋を含む。）のいづれに該当するかの別（当該住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合に限る。）」とあるのは「その旨」と、同号ホ中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、同条第九項中「同条第三十六項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項」と、「の添付」とあるのは「及び同号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項の財務省令で定める書類の添付」とする。

三 同 上

5 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、同項第一号ホ中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第二項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同条中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」と、同項第二号ニ中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「その旨、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものいづれに該当するかの別及びその適用に係る同条第十項に規定する認定住宅等が同項各号に掲げる家屋（同条第十九項の規定によりみなして適用される家屋を含む。）のいづれに該当するかの別（当該住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合に限る。）」とあるのは「その旨」と、同条第九項中「同条第三十四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」と、「の添付」とあるのは「及び同号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項の財務省令で定める書類の添付」とする。

(再投資等準備金)

第十八条の三 第十八条の三第一項に規定する政令で定める法人は、同項の指定があつた日を含む事業年度終了の時において租税特別措置法第四十条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等に該当する法人とする。

2 第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項の規定を適用しないで計算した場合の第十八条の三第一項の適用年度の所得の金額とする。

3 第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令、法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第百六号)及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第五十七条第一項ただし書に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額、同法第五十九条第二項及び第三項に規定する計算した場合における当該適用年度の所得の金額、同法第五項の規定により読み替えられた同法第二項に規定する調整前所得金額及び調整前欠損金額、同法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、同法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額並びに同法第七項第一号に規定する益金算入後所得金額は、特別損金算入規定(第十八条の三第一項の規定をいう。以下この項において同じ。)を適用しないで計算するものとする。

二 法人税法施行令第七十三条第一項各号に規定する所得の金額、同令第七十七条の二第一項各号に規定する所得の金額及び同令第四百四十二条の二第二項各号に規定する調整所得金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

三 法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第百六号)附則第五条第一項第二号に規定する所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

四 租税特別措置法施行令第三十五条第二項各号列記以外の部分に規定する当該事業年度の所得の金額、同条第三項に規定する対象年度の所得の金額、同令第三十六条第十五項に規定する計算した金額、同令第三十七

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第十八条の四 第十八条の五第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省略

2 第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合には、同項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項第一号に掲げる規定」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の六 第十八条の七第一項に規定する政令で定める規定は、次に

条第七項に規定する計算した金額、同令第三十七条の二第二項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十七条の三第四項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の十三の二第一項に規定する計算した場合の当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の三十一第四項に規定する組合等損金額、同令第三十九条の三十二第一項に規定する組合損金額、同令第三十九条の三十二の二第一項に規定する当該事業年度の所得の金額及び同令第三十九条の三十二の三第二項に規定する当該事業年度の所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

五 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十六項に規定する計算した金額は、特別損金算入規定により租税特別措置法第六十六条の十三第三項の通算法人の同条第一項に規定する対象事業年度又は同条第十三項に規定する他の通算法人の同項に規定する他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を損金の額に算入するものとして計算するものとする。

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第十八条の四 同上

一 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第一項の規定

二・三 同上

2 第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合には、同項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる規定」とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の六 同上

掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 前二号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定

2 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を讀み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十八条の七第一項の規定により讀み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の六第一項第一号及び第二号に掲げる規定を」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により讀み替えられた法第五十三条第一項の」と、同条第三項中「係る」とあるのは「係る震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の七 省 略

2 法第十八条の九第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合における租税特別措置法第六十五条の五の二又は第六十五条の七の規定の適用については、当該譲渡は、同法第六十五条の五の二第七項第二号イ又は第六十五条の七第十六項第一号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3 省 略

一 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

二・三 同 上

四 前三号に掲げる規定に係る法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定

2 法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を讀み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十八条の七第一項の規定により讀み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「掲げる規定を」とあるのは「掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の六第一項第一号から第三号までに掲げる規定を」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により讀み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の七 同 上

2 法第十八条の九第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合における租税特別措置法第六十五条の五の二又は第六十五条の七（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の五の二第七項第二号イ又は第六十五条の七第十六項第一号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3 同 上

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第十九条 法第十九条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とする。

2 法第十九条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄のロ又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

3 法第十九条第一項の表の第一号の下欄のイに規定する政令で定める区域は、東日本大震災復興特別区域法施行令第二条各号に掲げる区域とする。

4 法第十九条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した面積は、当該事業年度において譲渡をした同条第一項の表の各号の上欄に掲げる土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）に係る面積に五を乗じて計算した面積とする。

5 法第十九条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この項において「工場等」という。）の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する譲渡の日を含む事業年度開始の日前三年の期間とする。

6 法第十九条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出は、同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。）をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月以内に、当該資産につき同条第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- 一 届出をする法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては、代表者及び同法第四百一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下この条において同じ。）
 - 二 当該取得をした資産の種類、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地、用途、取得年月日及び取得価額
 - 三 譲渡をする見込みである資産の種類
 - 四 その他参考となるべき事項
- 7| 法第十九条第四項（法第二十条第十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産が土地等である場合には、第一号に掲げる金額に相当する金額とし、買換資産が減価償却資産である場合には、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。
- 一 法第十九条第一項（法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額（当該買換資産が第十五項の規定の適用を受けた買換資産である場合には、同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額）に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額
 - イ 当該損金の額に算入された金額に係る買換資産のその取得の日における価額
 - ロ イに規定する買換資産のうち法第十九条第四項に規定する事情が生じた部分のその取得の日における価額
 - 二 イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合
 - イ 前号イに規定する買換資産のその取得の日から一年を経過する日（その取得の日から一年以内に法第十九条第四項に規定する事業の用に供しなくなった場合には、その供しなくなった日（適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併の日の前日）とする。ロにおいて同じ。）における取得価額

ロ イに規定する買換資産のその取得の日から一年を経過する日における帳簿価額

8| 法第十九条第四項の規定の適用を受けた法人は、前項第二号イに規定する取得の日から一年を経過する日において、当該買換資産の帳簿価額につき同条第四項の規定により益金の額に算入された金額に相当する金額の増額をするものとする。この場合において、当該増額をしなかったときは、同日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該買換資産の帳簿価額は、当該金額の増額がされたものとみなす。

9| 法第十九条第九項において同条第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「当該事業年度の」とあるのは「当該事業年度開始の時から当該適格分割等（第八項に規定する適格分割等をいう。次項において同じ。）の直前の時までの期間内に取得をした」と、「次項」とあるのは「第九項において準用する次項」と、「当該事業年度において譲渡」とあるのは「当該期間内に譲渡」と、「同項の規定」とあるのは「第八項の規定」と、同条第三項中「当該事業年度終了の日」とあるのは「当該適格分割等の日の前日」と、「第一項の」とあるのは「第八項の」と読み替えるものとする。

10| 法第十九条第十一項（法第二十条第十六項において準用する場合を含む。第一号及び次項において同じ。）の規定により益金の額に算入する金額は、買換資産が土地等である場合には、同号に掲げる金額に相当する金額とし、買換資産が減価償却資産である場合には、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一 法第十九条第一項（法第二十条第七項において準用する場合を含む。）又は法第十九条第八項（法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定により当該買換資産につき法第十九条第十一項に規定する被合併法人等（以下この号及び次号において「被合併法人等」という。）において損金の額に算入された金額（当該買換資産が第十五項の規定の適用を受けた買換資産である場合には、同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額（同条第十一項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）とする。）に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該損金の額に算入された金額に係る買換資産の当該被合併法人等において取得をした日における価額

ロ イに規定する買換資産のうち法第十九条第十一項に規定する事情が生じた部分の当該被合併法人等において取得をした日における価額

二 イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合

イ 前号イに規定する買換資産の当該被合併法人等において取得をした日から一年を経過する日（その取得をした日から一年以内に法第十九条第十一項に規定する事業の用に供しなくなった場合には、その供しなくなった日（適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併の日の前日）とする。ロにおいて同じ。）における取得価額

ロ イに規定する買換資産の当該被合併法人等において取得をした日から一年を経過する日における帳簿価額

11| 法第十九条第十一項の規定の適用を受けた法人は、前項第二号イに規定する取得をした日から一年を経過する日において、当該買換資産の帳簿価額につき同条第十一項の規定により益金の額に算入された金額に相当する金額の増額をするものとする。この場合において、当該増額をしなかつたときは、同日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該買換資産の帳簿価額は、当該金額の増額がされたものとみなす。

12| 法第十九条第十四項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十六項第一号に規定する政令で定める場合は、法人税法施行令第三百三十八条第一項の規定に該当する場合とし、同号ロに規定する政令で定める譲渡は、代物弁済としての譲渡とする。

13| 法第十九条第十四項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十六項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額に、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一 当該買換資産の当該事業年度開始の日の前日における取得価額

二 当該買換資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額

14| 法第十九条第十四項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十六項第三号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合と

し、同項第三号に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一 既に法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡の日を含む事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもって取得した当該各号に係る他の買換資産で同項及び同条第八項の規定の適用を受けるものがある場合 当該他の買換資産の取得価額に相当する金額

二 既に法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡の日を含む事業年度において当該譲渡に係る対価の額のうち法第二十条第一項の特別勘定の金額及び同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項及び第二項に規定する取得に充てようとする額がある場合 当該取得に充てようとする額に相当する金額

15] 買換資産が法第十九条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により買換資産とみなされた資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産である場合における同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。次項及び第十七項において同じ。）において準用する租税特別措置法第六十五条の七第八項に規定する当該買換資産の取得価額に算入しない金額は、法第十九条第一項又は第八項の規定により損金の額に算入された金額に、第十三項第二号に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額（同条第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）に相当する金額とする。

16] 法第十九条第七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第八項に規定する買換資産が減価償却資産である場合における同項（法第二十条第十七項において準用する場合を含む。）及び前項に規定する益金の額に算入された金額は、法第十九条第七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第八項の規定により当該買換資産の取得価額に算入されなかつた金額（同項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）に、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一 当該買換資産のその取得の日における価額

二 当該買換資産のうち法第十九条第四項に規定する事情が生じた部分の

その取得の日における価額

17] 法第十九条第十一項（法第二十条第十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けた買換資産については、法第十九条第十一項の規定により益金の額に算入された金額を当該買換資産の取得価額に算入する。ただし、当該買換資産が減価償却資産である場合には、同項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）において同条第七項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第八項の規定により当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額（同項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額を当該買換資産の取得価額に算入する。

一 当該買換資産の当該被合併法人等において取得をした日における価額
二 当該買換資産のうち法第十九条第十一項に規定する事情が生じた部分の当該被合併法人等において取得をした日における価額

18] 法第十九条第一項の譲渡をした資産が同項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における法第十九条第一項若しくは第八項又は租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、当該譲渡をした資産の全部又は一部は、当該法人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、法第十九条第一項若しくは第八項又は租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項の規定を適用する。

19] 買換資産が法第十九条第一項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に該当する場合における法第十九条第一項若しくは第八項又は租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、当該買換資産の全部又は一部は、当該法人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の下欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、法第十九条第一項若しくは第八項又は租税特別措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項の規定を適用する。

20] 租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十四項の規定は、法第十九条第一項の表の第一号の上欄に規定する土地若しくは土地の上に存する権利又は建物若しくは構築物について準用する。

21]

法第二十条第一項の税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定する譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日(同日後に同項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同項に規定する終了の日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間内に法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日)から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 その申請の日における法第二十条第四項第一号に規定する特別勘定の金額

三 取得をする見込みである資産の種類、構造、規模(土地等にあつては、その面積)及び価額

四 法第二十条第一項に規定するやむを得ない事情の詳細

五 第三号の資産の取得予定年月日及び法第二十条第一項に規定する認定を受けようとする日

六 その他参考となるべき事項

22]

法第二十条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する譲渡をした日を含む事業年度終了の日後に当該譲渡をした法人が被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)を行う場合において、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人(以下この項において「合併法人等」という。)が同条第一項に規定する取得指定期間内に当該譲渡をした資産に係る法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人等において当該取得をした資産を当該適格合併等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第一号の下欄のロ又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上)に存する権利については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときとする。

23]

第十八項及び第十九項の規定は、法第二十条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算又は租税特別措置法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び法第二十条第七項において準用する法第十

九条第一項若しくは法第二十条第八項において準用する法第十九条第八項又は租税特別措置法第六十五条の八第七項において準用する同法第六十五条の七第一項若しくは同法第六十五条の八第八項において準用する同法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額の計算について準用する。

24

法第二十条第二項第一号の税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定する適格分割又は適格現物出資（第三号において「適格分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 法第二十条第二項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額

三 当該適格分割等に係る法第二十条第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人において取得をする見込みである資産の種類、構造、規模（土地等にあつては、その面積）及び価額

四 法第二十条第二項第一号に規定するやむを得ない事情の詳細

五 第三号の資産の取得予定年月日及び法第二十条第二項第一号に規定する認定を受けようとする日

六 その他参考となるべき事項

25

法第二十条第七項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間（当該各号に規定する引継ぎを受けた日以後に法第十九条第三項に規定するやむを得ない事情が生じたため、法第二十号第七項の法人が当該各号に定める期間内に法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該法人が納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、次の各号に定める期間の初日から認定日（当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額の基礎となった譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日以後三年以内において当該税務署長が認定した日をいう。）までの期間）とする。

一 法第二十条第七項に規定する特別勘定の金額が同条第四項の規定により引継ぎを受けた同項各号に定める特別勘定の金額である場合 当該引継ぎを受けた日から同条第一項に規定する取得指定期間の末日までの期

間]

26] 二 法第二十条第七項に規定する特別勘定の金額が同条第四項の規定により引継ぎを受けた同項第二号に定める期中特別勘定の金額である場合
同条第二項第一号に規定する期間

前項の税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 その申請の日における法第二十条第四項第一号に規定する特別勘定の金額

三 取得をする見込みである資産の種類、構造、規模（土地等にあつては、その面積）及び価額

四 前項に規定するやむを得ない事情の詳細

五 第三号の資産の取得予定年月日及び前項に規定する認定を受けようとする日

六 その他参考となるべき事項

27] 法第二十条第七項に規定する政令で定めるときは、同項の買換資産の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得の日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄のロ又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

28] 法第二十条第七項から第九項までの規定を適用する場合（次項の規定の適用がある場合を除く。）における法第十九条第十四項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十六項第三号に規定する圧縮基礎取得価額（次項において「圧縮基礎取得価額」という。）の計算については、同号に掲げる金額は、法第二十条第七項又は第八項の特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する取得に充てようとする額（既に当該特別勘定の基礎となつた譲渡の日を含む事業年度後の各事業年度において

て当該取得に充てようとする額の一部分に相当する金額をもって取得をした当該特別勘定に係る他の買換資産で同条第七項及び第八項の規定の適用を受けたものがある場合には、当該取得に充てようとする額から当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額」とする。

29] 法第二十条第四項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を有する同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が同条第七項から第九項までの規定を適用する場合における圧縮基礎取得価額の計算については、法第十九条第十四項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十六項第三号ロに掲げる金額は、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた法第二十条第一項、第二項又は第四項第二号に規定する取得に充てようとする額（既に当該特別勘定の金額の引継ぎを受けた日以後に当該取得に充てようとする額の一部分に相当する金額をもって取得をした当該特別勘定に係る他の買換資産で同条第七項及び第八項の規定の適用を受けたものがある場合には、当該取得に充てようとする額から当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額）とする。

30] 法第二十条第十項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。
31] 法第二十条第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。
32] 法第二十条第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において

、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。） 法人税法施行令第三百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人 法人税法施行令第三百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

33] 法第十九条第一項に規定する譲渡の日を含む事業年度（以下この項において「譲渡事業年度」という。）以後の各事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）において同条第一項若しくは第八項又は法第二十条第七項若しくは第八項の規定を適用する場合（次項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該適用事業年度（法第十九条第八項又は

第二十条第八項の規定を適用する場合には、当該適用事業年度開始の時からこれらの規定に規定する適格分割等の直前の時までの間）において取得をした買換資産（法第十九条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうちに土地等があり、かつ、当該土地等（既に当該譲渡事業年度以後の各事業年度において法第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた買換資産のうちに土地等がある場合における当該土地等を含む。）をそれぞれ法第十九条第一項の表の各号の下欄ごとに区分をし、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積（当該譲渡事業年度以後の各事業年度において当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡につき設けた法第十九条第一項の特別勘定の金額及び同条第二項に規定する期中特別勘定の金額のうち同条第四項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだ、又は引き継ぐものがある場合には、これらの特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積を加算した面積）が、当該譲渡事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として第四項の規定により計算した面積を超えるときは、法第十九条第一項若しくは第八項又は第二十条第七項若しくは第八項の規定の適用を受けようとする買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、これらの規定の買換資産に該当しないものとして、これらの規定を適用する。

34

法第二十条第四項の規定により引継ぎ（以下この項において「当初の引継ぎ」という。）を受けた特別勘定の金額を有する同条第四項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後の各事業年度において同条第七項又は第八項の規定を適用する場合において、当該各事業年度（同項の規定を適用する場合には、当該各事業年度開始の時から同項に規定する適格分割等の直前の時までの間）において取得をした買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等（既に同条第七項及び第八項の規定の適用を受けた当該特別勘定に係る買換資産のうちに土地等がある場合の当該土地等を含む。）をそれぞれ法第十九条第一項の表の各号の下欄ごとに区分をし、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積（当該特別勘定の金額のうち法第二十条第四項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法

人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだ、又は引き継ぐものがある場合には、当該特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積を加算した面積が、当該特別勘定の金額の当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積を超えるときは、法第二十条第七項又は第八項の規定の適用を受けようとする買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、これらの規定の買換資産に該当しないものとして、これらの規定を適用する。

35] 法人が、法第十九条第八項（法第二十条第八項において準用する場合を含む。）又は法第二十条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、法第十九条第八項若しくは第二十条第八項に規定する適格分割等又は同条第二項に規定する適格分割若しくは適格現物出資の日以後二月以内に財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

36] 法第二十一条に規定する政令で定める交換は、法人税法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換とする。

37] 法第二十一条第一号に規定する政令で定める部分は、同条に規定する交換譲渡資産のうち、同条に規定する交換差金の額が当該交換差金の額と同条に規定する交換により取得した資産の価額との合計額のうちに占める割合を、当該交換譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

38] 法第十九条から第二十一条までの規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十二条の第三十項（同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十二条の第三十項	又は現物出資法人	若しくは現物出資法人
	政令で定める場合	政令で定める場合又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十条第四項の規定により同項に規定する合併

<p>第六十三條第四項</p>	<p>第六十五條の七第四項</p>	<p>第六十五條の七第四項を含む。）、第六十五條の七第四項若しくは</p>
<p>第六十六條までの規定</p>	<p>第六十五條の八第九項から第十二項まで</p>	<p>若しくは第六十五條の八第九項から第十二項まで又は震災特例法第十九條第四項（震災特例法第二十條第十四項において準用する場合を含む。）、震災特例法第十九條第十一項（震災特例法第二十條第十六項において準用する場合を含む。）若しくは震災特例法第二十條第九項から第十二項まで</p>
<p>第六十六條までの規定</p>	<p>第六十六條から第二十一條までの規定</p>	<p>法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人が当該土地等の譲渡をした同項に規定する適格合併、適格分割若しくは適格現物出資に係る被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人から同条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合</p>

39)

法第十九條第一項の表の各号の上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十五條の三第一項各号、第六十五條の四第一項各号、第六十五條の五第一項各号、第六十五條の五の二第一項及び第六十五條の十第一項各号に該

当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合における同法第六十五条の三から第六十五条の五の二まで及び第六十五条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法第六十五条の三第一項	又は第六十六条	若しくは第六十六条又は東日本震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十九条から第二十一条まで
租税特別措置法第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項及び第六十五条の五の二第一項	又は第六十六条	若しくは第六十六条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで
租税特別措置法第六十五条の十第一項第一号	又は前三条 同法	若しくは前三条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで 農業振興地域の整備に関する法律
租税特別措置法第六十五条の十第一項第二号	又は前三条 同法第十一条	若しくは前三条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで 農住組合法第十一条

40) 法第十九条から第二十一条までの規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法施行令第三十九條の十第一項		税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十一条の規定
租税特別措置法施行令第三十九條の二十八第二項第二号	含む。）又はの規定	含む。）若しくは又は震災特例法第十九條第一項（震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九條の二十八第二項第三号	含む。）又はの規定	含む。）若しくは又は震災特例法第十九條第八項（震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九條の三十五の四第一項第一号	の規定	並びに震災特例法第二十条の規定
租税特別措置法施行令第三十九條の三十五の四第三項第一号	の規定並びに	並びに震災特例法第二十条の規定並びに
租税特別措置法施行令第三十九條の三十五の四第五項第一号	の規定	並びに震災特例法第二十条の規定

(代替資産の取得期間等の延長の特例)

第十九条 法第十九条に規定する政令で定める日は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同条に規定する資産の取得をすることができるものとして同条の税務署長が認定した日とする。

第二十条 削除

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十一条 法第二十三条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省略

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家屋の要件等)

第二十九条の二 省略

254 省略

5 法第三十八条の二第二項第四号に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事で相続税法の施行地で行われるもののうち、当該工事に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一4 省略

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等(法第三十八条の二第二項第六号イ(2)に規定する高齢者等をいう。第九項において同じ。)が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

(代替資産の取得期間等の延長の特例)

第二十条 法第二十二條に規定する政令で定める日は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同条に規定する資産の取得をすることができるものとして同条の税務署長が認定した日とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十一条 同上

一 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

二・三 同上

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家屋の要件等)

第二十九条の二 同上

254 同上

5 同上

一4 同上

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等(法第三十八条の二第二項第六号イに規定する高齢者等をいう。第八項において同じ。)が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

六・七 省略

八 家屋について行う第九項に規定する基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

6・7 省略

8| 法第三十八条の二第二項第六号イ(1)に規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

9| 法第三十八条の二第二項第六号イ(2)に規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

10| 15| 省略

16| 国土交通大臣は、第三項の規定により基準を定め、第五項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号の規定により基準を定め、同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、同項第七号の規定により保証保険契約を定め、又は第八項若しくは第九項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。）は、同年六月一日から施行する。

六・七 同上

八 家屋について行う第八項に規定する基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

6・7 同上

8| 法第三十八条の二第二項第六号イに規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

9| 14| 同上

15| 国土交通大臣は、第三項の規定により基準を定め、第五項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号の規定により基準を定め、同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、同項第七号の規定により保証保険契約を定め、又は第八項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。